

北大病院に分院として「司法精神医療センター」を設置

～北海道初、大学病院初の医療観察法指定入院医療機関を開設～

【概要】

令和 4 年 4 月 1 日に、北海道大学病院附属司法精神医療センターを開院します。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）の指定入院医療機関であり、北海道に初めて設置されます。大学病院が運営するのも全国初となります。病床数 23 床で、北大病院の分院として札幌市東区東苗穂の国有地に開設いたします。

【センター設置の経緯と意義】

平成 17 年に医療観察法が施行されて以来、北海道帰住地の本法対象者は道外の指定入院医療機関まで移送されて治療しなければならず、対象者や家族、医療者、支援者は大きな負担を強いられてきました。このため、指定入院医療機関を北海道に設置するよう社会的な要請を受けてきたところです。

平成 30 年に厚生労働省北海道厚生局や北海道知事、北海道医師会、北海道弁護士会などから北大総長に分院設置の要請があり、設置が決定されて以降現在まで準備が進められてきました。2 回の住民説明会が行われ、令和元年から本体工事が始まり、令和 3 年 12 月に竣工しました。

指定入院医療機関としての役割だけでなく、矯正精神医療との連携や精神鑑定の質の向上など北海道の司法精神医療の中核となり、一般精神医療への波及効果も目指したいと考えております。

【オンライン内覧会のお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の流行拡大のため第 3 回住民説明会や内覧会、開院式典の現地開催は断念いたしました。3 月 7 日（月）と 8 日（火）の 10～11 時、14～15 時（計 4 回）にオンラインでの内覧会を実施することとなりました。ご視聴をご希望される場合は下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

北海道大学病院附属司法精神医療センター 賀古 勇輝（かこ ゆうき）

T E L 011-769-0423 F A X 011-769-0424 メール shihou-seishin@huhp.hokudai.ac.jp

配信元

北海道大学病院総務課総務係（〒060-8648 札幌市北区北 14 条西 5 丁目）

T E L 011-706-7631 F A X 011-706-7627 メール pr_office@huhp.hokudai.ac.jp

センター外景



地図

